

相模原市観光親善大使の設置及び活動に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、相模原市観光親善大使事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）が設置する相模原市観光親善大使（以下「観光親善大使」という。）の活動等に関して必要な事項を定めるものとする。

（選出）

第2条 相模原市の観光振興やシティセールスに関心があり、その魅力を最も効果的にPRできる者を募集要項により、観光親善大使として選出する。

（任期）

第3条 観光親善大使の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（職務）

第4条 観光親善大使は、運営委員会の要請に基づき、次の各号に掲げる職務に従事する。

- （1）公共的な各種イベントに参加し、観光PR等に努めること。
- （2）他都市との交流事業に参加し、本市のシティセールスに努めること。
- （3）公共的な広報活動に協力し、本市の情報発信に努めること。

（職務支援）

第5条 運営委員会は、観光親善大使が第4条に掲げる職務を遂行できるよう、研修等の支援を行う。

（服務）

第6条 観光親善大使は、次の事項を遵守して職務に従事しなければならない。

- （1）職務上知り得た個人情報等を他に漏洩しないこと。
- （2）運営委員会の承認を受けた場合を除き、観光親善大使として各種行事への参加、テレビ・映画等への出演、新聞・雑誌等出版物の取材に応じないこと。

（活動の停止）

第7条 観光親善大使が次の各号の一に該当したときは、それ以降の観光親善大使としての活動を停止する。

- （1）第6条の規定に違反したとき。
- （2）所在が不明になったとき。
- （3）正当な理由なく、運営委員会からの活動要請を相当の回数を拒否したとき。
- （4）辞退届が出されたとき。
- （5）その他運営委員長が不適当と認めたとき。

（罷免）

第8条 観光親善大使が、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合、若しくは観光親善大使たることに必要な適格性を欠く場合は、罷免することができる。

(報酬等)

第9条 観光親善大使が活動したときは、原則として1日4時間以内は5,568円、4時間を超える場合は11,137円の報酬と交通費実費を支給する。ただし、制服の着用を要しない活動の場合は、1日4時間以内は1,000円、4時間を超える場合は2,000円を費用弁償として支給する。(ただし、電話での取材及び収録等は除く。)

2 観光親善大使の活動に対して、実績に応じて、予算の範囲内で報奨金を支給することができる。

(貸与品)

第10条 観光親善大使に、夏制服及び冬制服を貸与する。貸与された制服については、観光親善大使において適切に管理されなければならない。

(傷害保険)

第11条 運営委員会は、観光親善大使の活動に対し傷害保険をかけることとする。

(派遣の申請)

第12条 観光親善大使の派遣を希望するものは、相模原市観光親善大使派遣申請書(第1号様式)を相模原市観光親善大使事業運営委員会規約第4条に規定する運営委員長(以下「運営委員長」という。)に提出しなければならない。

2 前項による申請は、原則として派遣を希望する日(以下「派遣日」という。)の2週間前までに行なわなければならない。

(派遣の承認)

第13条 観光親善大使の派遣の承認は、相模原市観光親善大使派遣承認通知書(第2号様式)を交付することにより行うものとする。

2 運営委員長は、前項の承認に必要な条件を付けることができる。

3 運営委員長は、その申請が次の各号の一に該当するときは、派遣を承認しないものとする。

(1) 営利行為、政治活動及び宗教活動が目的の事業であるとき。

(2) 観光親善大使事業の趣旨に反する事業等であるとき。

(3) その他、運営委員長が不相当と認めたとき。

(承認変更の申請等)

第14条 前条により承認を受けたもので、相模原市観光親善大使派遣承認書に記載した事項を大幅に変更しようとするものは、相模原市観光親善大使派遣承認事項変更申請書(第3号様式)により運営委員長の承認を受けなければならない。

2 前項による承認は、相模原市観光親善大使変更承認通知書(第4号様式)を交付することにより行うものとする。

(派遣費用)

- 第15条 観光親善大使の派遣に係わる費用は、1人につき1日4時間以内は7,000円、4時間を超える場合は14,000円とする。ただし、雑誌の取材やラジオ収録等、制服の着用を要しない活動の場合は、1日4時間以内は2,000円、4時間を超える場合は4,000円とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、活動上やむを得ない事情があると認められる事業については、相模原市観光親善大使運営委員会運営委員長の承認を得て、派遣費用を減額又は免除して派遣することができる。
- 3 市外に派遣を希望するものは、交通費を負担するものとする。
- 4 観光親善大使の派遣承認を受けたものは、派遣費用を派遣終了後、速やかに指定された口座に振り込まなければならない。

(派遣費用の支払い義務)

- 第16条 観光親善大使の派遣承認を受けたものから、派遣日の前日までに派遣の取り消しの申し出がされたときは、派遣費用の支払い義務は生じないものとする。

(その他)

- 第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月24日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成22年7月12日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。